空気呼吸器用継目なし容器再検査基準の見直しについて

1. 規格の要旨

「空気呼吸器用継目なし容器再検査基準 (KHKS 0151 (2007))」は、空気呼吸器用に使用する鋼製及びアルミニウム合金製の継目なし容器並びに当該容器に装置される附属品に係る再検査基準であり、容器検査所において容器再検査の手順書として使用されている。

2. 規格の制定等の経緯

本基準は、空気呼吸器用の容器が一般の産業用に用いる容器と比較して、肉厚に余裕がなく、かつ、使用環境上腐食しやすいという特徴があることから、容器保安規則の容器再検査基準に基礎をおきながらも、それとは別に空気呼吸器用の鋼製容器に適した再検査基準が求められていたため、腐食限界、質量減少率等を低く抑えるなどの規定を盛り込んだ「空気呼吸器用容器再検査基準 KHK S 0004」として、昭和58年に制定された。

その後、容器保安規則等の改正、アルミニウム合金製継目なし容器の普及、アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器の事故など容器を取り巻く環境が変化したことを受け、同基準を踏襲しながら、スクーバ用アルミニウム合金製容器の調査報告書の提言等を盛り込み、空気呼吸器用に使用する鋼製及びアルミニウム合金製の一般継目なし容器並びにアルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器並びに当該容器に装置される附属品再検査に関する基準として、平成14年に改正された。

3. 前回の主な改正内容

当該規格は平成19年にも改正されており、前回改正時の主な改正点は以下のとおり。

- (1) 附属品再検査の設備の追加
- (2) 附属品組立後の気密試験

バルブに一次圧力を把握するための圧力計が装着されている場合があり、この 圧力計からのガス漏えいが発生する事例があった。この圧力計は附属品検査の対 象ではないため、気密試験の義務が課せられていない。このため、バルブに一次 圧力を受ける機器を装着する場合、当該機器の装着後気密試験を行うことを規定 した。

(3) 外部外観検査における腐食の判定基準

空気呼吸器用容器のうちアルミニウム合金製のものについては、アルミニウム 合金製一般継目なし容器における判定基準と一部整合させた。 (4) 容器則改正に伴う引用条項の改正

前回改正以降に容器則の改正があり引用する条項が変更されたため改正を行った。

4. 見直しの方針(案)

今回の見直しについては、以下(1)及び(2)より「確認」としたい。

(1)改正要望

関係団体に本規格について改正要望の調査を行ったところ、早急に改正を要する意見はなかった。

- (2)関係省令等(容器保安規則、容器則細目告示)の改正 本規格に関係する関係省令等の改正点(参考資料 1 参照)及びその対応案を以 下に示す。
- ①アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器の定義(容器則第2条第17号の4) アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器の定義が改正されたため、本規格 についても一部省令との整合を要する。しかし、本規格の改正点は技術的内容 の変更ではなく軽微な変更であるため、本規格の定期見直しを「確認(改正な し)」とした後、事務局にて当該項目について軽微変更による改正を行う。
- ②帳簿の保存期間(容器則第71条)

帳簿の保存期間が2年間から容器再検査の期間等に準じて延長されたが、本規格は、制定当初より保存期間を6年間と定めており改正の必要はない。

5. 見直しプロセス

見直しプロセスは、次のとおりとなる。

- (1)確認(改正なし)として良いか審議及び書面決議(挙手による決議も可能)
- (2) 確認として決議された場合、本基準は確認されたとして定期見直しを終了
- (3)事務局にて省令改正(アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器の定義)に伴う本規格の改正を実施(軽微変更のため、委員会審議の必要なし)
- (4) 改正決裁終了後の直近の委員会にて、変更内容につき報告

なお、上記(1)にて改正すべきとの決議がなされた場合は、改正原案を作成の上、 書面投票、パブコメ募集等を経て改正手続きを行うこととなる。